

令和8年度



くすの木クラブ募集

合志市社会福祉協議会学童保育

合志市社会福祉協議会では、旧立割老人憩いの家において市の委託を受け、児童の健全育成を目的に学童クラブ「くすの木クラブ」の令和8年度の募集を行います。

対象児童

★令和8年度に西合志第一小学校に在籍の児童

★保護者の就労等の理由により、常時昼間の保育が出来ない児童

利用料・開設時間など

- 開所日 通常 放課後～18:00(延長19:00まで)
土曜日 8:00～18:00(延長19:00まで)
長期休暇 8:00～18:00(延長19:00まで)
- 年会費 ……5,000円(きょうだい割あり)
- 利用料 下記以外の月……7,000円
4, 7, 12月……8,000円
8月………10,000円
- 延長料 2,000円/月 または 200円/日
- 土曜料金 600円/日
- 定員 25名

※土曜日・お盆期間は、ふれあい館にて合同保育となります

※非課税世帯等の方は減免措置があります。詳しくはお問合せ下さい



☆くすの木クラブの目的☆

- ★遊びや季節行事を通して、いろいろな体験をする ……伝承遊び、高齢者交流など
- ★こどもの自立、自主性、協調性を養う ……集団遊び、係活動など
- ★自然に親しみ、豊かな心を育てる ……植物の栽培や収穫など

☆申し込み受付 **11月1日(土)～11月29日(土)** ※日祝日を除く9:00～18:00

※書類配布 11月1日(土)よりふれあい館窓口にて配布(HPよりダウンロード可)

※締め切り厳守

(書類不備、締切以降の申し込みは受け付けかねます)

※原則、出産・転校等の理由を除き、途中退所はできません

お問い合わせ・申し込み

合志市社会福祉協議会(こども支援センター)

学童クラブ担当 内田・山内 TEL242-7008

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

合志市社会福祉協議会長 様

保護者住所 合志市

保護者氏名

T E L

合志市放課後児童クラブ利用申込申請書

合志市放課後児童対策事業に次のとおり、申し込みます。

保育を希望 する児童の 氏 名	氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日	性別	学校名・新学年
	()	年 月 日生 (満 歳)		小学校 新 学 年
保育を希望 する 期 間	年 月 日 から 年 月 日			
保育を必要 とする理由				

◆児童の家庭の状況（児童本人以外の保護者及び同居している親族等全員について記入のこと。）

(フリガナ) 親 族 等 の 氏 名			
児童との続柄（性別）	()	()	()
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
勤 務 先	()	()	()
所 在 地	()	()	()
T E L	()	()	()
就 労 の 状 況	就労（予定）期間 ～	就労（予定）期間 ～	就労（予定）期間 ～
	就労（予定）時間 ～	就労（予定）時間 ～	就労（予定）時間 ～
	就労の形態 ・ 常勤 ・ 臨時 ・ パート ・ 自営業 ・ その他 () ・ 無職 理由 ()	就労の形態 ・ 常勤 ・ 臨時 ・ パート ・ 自営業 ・ その他 () ・ 無職 理由 ()	就労の形態 ・ 常勤 ・ 臨時 ・ パート ・ 自営業 ・ その他 () ・ 無職 理由 ()

児童の状況（今までかかった大きな病気やその他心配していることがあれば記入してください。）

--

就労証明書

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

以下、No.1～18までは就労先事業所等でご記入ください。

No.	項目	記載欄
1	業 種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学术研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備 考 欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

学童クラブ入所判断基準表

() 学校 新 () 年 氏名 ()

記入日：令和 年 月 日

※該当箇所におををお願いします。

保護者・同居の家族・児童の状況	該当有無	類型	細目	適用	添付書類	見直し時期
		居宅内・居宅外勤務	月170時間（1日8時間30分以上、月20日以上）	【外勤】 ・事務所に常時雇用されている者 ・時給、日雇などの雇用形態の者、及びその他就労者 ※ただし、月64時間以上就労でない場合や、就労時間等と比較して著しく収入が低い場合は、入所不可。 【自営業・農業】 ・親族の経営する会社等で就労している者 ・農業を営む者	就労証明書	（必要に一年 に応じて 随時）
			月140時間（1日7時間以上、月20日以上）			
			月120時間（1日6時間以上、月20日以上）			
			月112時間（1日7時間以上、月16日以上）			
			月100時間（1日5時間以上、月20日以上）			
			月80時間（1日5時間以上、月16日以上）			
			その他			
		保護者の疾病等	居宅内療養	概ね1ヵ月以上入院 長期安静加療を要する者 概ね1ヵ月以上安静を要する者	診断書（保育不可と明記されているもの）及び申立書	6ヵ月以内
			障害の場合	身体障害者手帳・療育手帳保持者及び同程度と判断できる者	身体障害者手帳、療育手帳又は診断書、及び申立書	
		病人の看護等		常時臥床している者の看（介）護に当たる者 心身障害児の介護に常時当たる者 概ね1ヵ月以上の安静を要する者の付添に常時当たる者 長期居宅療養等の看（介）護に当たっている者 別居の親族等の介護に当たっている者	身体障害者手帳、療養手帳又は診断書、及び申立書	
		その他		保育に欠けると判断できる場合	内容を証する書類	必要に応じて随時
		児童の学年	6年生の児童	児童の利用年度の学年	申請書 就労証明書など	優遇措置対象
			5年生の児童			
			4年生の児童			
			3年生の児童			
			2年生の児童			
			1年生の児童			
		月利用回数	10日未満	月の利用の回数		
			10～15日			
			16～20日			
			20日以上			
		迎え時間	～17時	通常保育の迎え時間 在所生は前年度のお迎え時間を参照		
			17時～18時			
			18時～19時			
	その他	ひとり親世帯等	ひとり親世帯もしくはそれに準ずる世帯（別居かつ離婚調停中）			
		児童の状況	同居の兄弟姉妹がいない一人っ子			
			医師等の診断により、特別な支援が必要だと認められる場合	診断書など証明できる書類等		
			児童福祉法26条第1項第4号に定める、児童相談所長の措置、及び、虐待・育児放棄・親のいない児童・離婚直後で児童の状況および経済的自立が困難と想定されるケース			

※必要書類を添付のうえ、ご提出ください。